

令和3年9月1日

東郷町立小中学校 保護者の皆様

## 緊急事態宣言を受けた教育活動の対応について

東郷町教育委員会教育長 中根 一郎

初秋の候、保護者の皆様方には、東郷町内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染拡大防止に向けてご配慮等をいただき、ありがとうございます。

さて、このたび、①「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について（通知）」(R3. 8. 20 文科省)、および②「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」(R3. 8. 27 文科省)を踏まえ、教育活動等の見直し・検討を行った結果を下記のとおりまとめました。

つきましては、内容をご確認の上、対応する際にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、上の文書①は文科省HPに、文書②は学校HPに掲載してありますのでご参照ください。

(文中太文字は「緊急事態措置を受けた教育活動の対応について」(R3. 5. 12 町教委)からの変更・追加部分を表します。)

### 記

#### 1 登校前および登校後の対応について

- (1) これまで同様、ご家庭で検温、健康状態の確認をし、「健康チェックカード」に記入し、担任に提出してください。
- (2) 発熱等のかぜ症状がある場合は登校を控えさせてください。その場合は「出席停止」扱いとさせていただきます。なお、**かぜ症状がすぐに治まった場合(例：夜に発熱し、翌朝解熱)でも、念のため1日程度は登校を控え、受診をお願いします。**  
※ 症状がなくても、感染を心配して欠席する場合は、必ず学校にご連絡・ご相談ください。「出席停止」扱いとすることができます。
- (3) 同居するご家族に発熱等のかぜ症状が見られる場合は、登校を控えてください。また、濃厚接触者に特定された場合に検査で当該家族の陰性が判明するまでは、自宅待機をお願いいたします。
- (4) 登校後に、体調不良が見られる場合は、保護者の方でお迎えをお願いします。
- (5) **新聞報道等でご存じのとおり、文科省より各学校へ抗原簡易キットの配付があります。キットの使用につきましては、原則的に初期症状が見られる教職員が対象となります。児童生徒は対象としないのでご承知おきください。**

#### 2 学校での感染症防止対策

- (1) 冷房(暖房)中も教室の窓を開放し十分な換気を行い、密閉空間としないようにします。
- (2) マスクを着用します。  
※ 熱中症に留意し、登下校時や体育の授業などの場面では、適宜マスクを外させます。
- (3) 様々な場面において、水と石けんを使った手洗いをこれまで以上に徹底します。
  - ・ 登校直後 ・ 外から教室に入るとき ・ トイレの後 ・ 掃除の後
  - ・ 給食前(手指のアルコール消毒も行う) ・ 体育、部活動の活動前後
- (4) 給食時は、対面にならない形で会話を控え、自席で食べるようにします。
- (5) 体調不良者が出て、保護者のお迎えを待つ間は、保健室と別の部屋で待機させます。
- (6) 子どもたちが共有する場所を中心に、授業後状況に応じて消毒を行います。

### 3 教育活動について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動は行いません。
  - ・ 長時間、近距離で対面形式となるグループ活動、近距離で大きな声を出す活動
  - ・ 音楽における、室内にて近距離で行う合唱およびリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏
  - ・ 家庭、技術・家庭における、近距離で活動する調理実習
  - ・ 体育、保健体育における、密集する活動、近距離で組み合ったり接触したりする活動
- (2) **9月中に計画されていた遠足や、修学旅行等の宿泊を伴う行事は、中止または延期とします。**
- (3) 部活動については、**緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は、小中学校共に休止とします。**

### 4 学校内で感染者が出た場合の対応について

- (1) 感染者が校内で活動した場所を中心に消毒します。
- (2) 感染者本人の行動履歴等のヒアリングおよび濃厚接触者の特定は**通常保健所が行います。**

なお、学校は、保健所が示す一定の基準（文書②P2・3参照）に基づいて、校内の濃厚接触者等の候補者リスト作成に協力する場合がございます。また、お子さんの健康状況等の把握のため、**保健所または学校からご家庭へ連絡・聞き取り**をさせていただく場合もございます。

- (3) 地域一斉の臨時休業は基本的に避けます。また、**学校で明らかに家庭内感染でない感染者が同一学級内で複数発生し、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合**の臨時休業については、休業の可否を保健所や学校医と相談の上、真に必要な場合に限って行います。

なお、臨時休業を行う場合は、原則学年単位または学校全体で行うこととし、感染状況に応じて期間を決めます。

- (4) 感染状況を踏まえ、臨時休業の有無にかかわらず、該当校のご家庭を対象に感染者が出た旨をお知らせします。

※ 同一校から複数の感染者が出たときは、報道発表する場合がございます。

- (5) 感染者が確認された時間が登校後の場合は、直ちに授業を打ち切り、メール配信をしたのち下校（小学校はお迎え下校（引き取り下校））となる場合がございます。

### 5 その他

- (1) 医療機関・保健所の指示で、PCR検査を受ける段階になった場合（ご家族を含む）は、必ず学校に連絡をお願いします。

※ 学校へ連絡がとれない時間帯は、東郷町役場（TEL0561-38-3111）へお願いいたします。

- (2) 学校関係者で感染者が出た場合、濃厚接触者の特定のために保健所**または学校**から連絡がなければ、濃厚接触者にはあたりません。

- (3) ご家庭におかれましても、**不要不急の外出（特に人混みへの外出）を避け、県をまたぐ移動は極力控えるなど、感染予防にお努めください。**

- (4) 新型コロナウイルス感染症に関連してご心配なことがある場合は、医療機関または瀬戸保健所（TEL0561-21-1699）にご相談ください。

新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、これらの行為は決して許されるものではありません。感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。